

青梅市立成木小学校小規模特別認定校児童募集要項

小規模特別認定校制度とは、少人数でふれあいに満ちた特色ある教育環境の中で教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、一定の条件のもと、特別に他の通学区域からの入学・転入学を認めるものです。

この制度を導入している成木小学校（以下「当該校」という。）では、「特色ある教育活動」に取り組んでいます。

▼ 成木小学校の特色

- 1 恵まれた自然環境の中で、地域の協力を得ながら、豊富な体験活動やコミュニケーション能力育成のための交流活動、英語活動などを通して、人とのかかわりや自然とのふれあいを大切に指導しています。
- 2 全校児童数60人程度であり、学級の人数も少ないことから、子どもたち一人一人を大切に学習指導を行っています。
- 3 成木保育園、第七中学校をはじめ地域との連携・交流にも力を注いでおり、「いのちを大切に育てる子どもの育成」「勤労と責任を重んじ、自主的に行動できる子どもの育成」「他を思いやる心をもつ子どもの育成」を教育目標にしています。

▼ 就学条件・募集人数

就学条件	保護者は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。	
	(1) 青梅市内に住所を有し、指定小学校等に就学している児童または就学を予定している児童の保護者であること。 (2) 保護者は、児童が小規模特別認定校に就学した場合は、当該校を卒業するまで、自らの責任と負担において通学させること。 (3) 保護者は、当該校の教育活動、PTA活動などについて理解し、協力すること。 (4) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。 ※通学は、公共交通機関、保護者の送迎等により行うこととし、自転車による通学は行わないこと。 ※小規模特別認定校制度により就学する児童は、卒業するまで当該校に就学するものとする。 ※特別な支援を必要とする児童でないこと。	
募集人数	学級定員	募集学年・人数 ※令和7年4月
	各学年 20人 ※応募状況や当該校の学区内への住所移転等により、定員を超える場合があります。	第1学年 12人 第2学年 7人 第3学年 7人 ※状況により人数は変更する場合があります。

▼ 申込方法等

以下の内容をお読みいただき、「入学・転入学申込書」により申し込んでください。

申込期間	令和6年10月1日（火）～令和6年10月25日（金） 受付時間 平日午前9時～午後5時 ※郵送の場合は、10月24日（木）青梅市教育委員会学務課学務係必着
申込先	青梅市教育委員会 学務課学務係 〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 青梅市役所3階 電話番号0428-22-1111（内線2361）
注意事項	入学を希望する児童は、説明会またはいずれかの見学会に必ず参加してください。 また、保護者は説明会に必ず参加してください。参加した際には、必ずお名前等お申し出ください。 ※説明会、見学会に一度も参加していない場合は、申し込みできません。

▼ 学校見学会・説明会

第 1 回	第 2 回
▽日時 令和 6 年 9 月 7 日（土）午前 9 時～ ▽場所 青梅市立成木小学校 なかよしホール ▽当日スケジュール（予定） 受付 午前 8 時 45 分～ 学校説明会 午前 9 時～午前 9 時 45 分 質疑応答等 午前 9 時 45 分～午前 10 時 （道徳授業公開） 学校内見学 午前 10 時 25 分～午後 11 時 10 分	▽日時 令和 6 年 9 月 12 日（木）午後 1 時 30～ ▽場所 青梅市立成木小学校 なかよしホール ▽当日スケジュール（予定） 受付 午後 1 時 15 分～ 学校内見学 午後 1 時 30 分～午後 2 時 学校説明会 午後 2 時～午後 2 時 45 分 質疑応答等 午後 2 時 45 分～午後 3 時

※学校見学会等については、日時の変更もありますので、事前に当該校へお問い合わせください。

※学校見学・相談については、いつでも受け付けますので、当該校に御相談ください。また、次のような公開行事も予定しています（▷ちの実発表会 令和 6 年 1 月 16 日（土）午前 10 時 5 分～）。

▼ 面談・公開抽選

面 談	教育委員会および当該校による面談を行います。 申し込まれた保護者および児童は必ず面談を受けていただきます （面談の日程等は別途通知）。 ▽日時 令和 6 年 1 月 7 日（木）（予定） ▽場所 青梅市立成木小学校 ※面談の結果によっては、お子さんの就学先について、御相談させていただく場合があります。
公 開 抽 選	入学・転入学承認予定者が募集人員を超えた場合は、公開抽選とします。 ※当該校に兄または姉が在籍している応募者については、抽選によることなく就学できます。 ▽日時 令和 6 年 1 月 9 日（月）午後 3 時～ ▽場所 青梅市役所 2 階 201 会議室

▼ 入学手続・その他

結 果 通 知	面談実施後、令和 6 年 1 月上旬までに保護者に入学・転入学承認通知書を送付します。 通知に記載の期日までに必要手続を行ってください。
入 学 ・ 転 入 学 説 明 会	入学・転入学説明会を開催しますので、御参加ください。 ▽日時 令和 7 年 2 月 3 日（月）午後 2 時 30 分～ ▽場所 青梅市立成木小学校 なかよしホール

卒業後の進路について

小規模特別認定校制度の利用により就学指定校の変更を認められた児童が卒業後に就学する青梅市立中学校の指定は、青梅市立第七中学校または住所地の通学区域にある中学校のいずれかを選択することができます。

就学時健康診断について

新 1 年生対象の就学時健康診断は、9 月下旬頃に教育委員会から送付される通知書に記載されている小学校で受診してください。

▼ 問合せ先

青 梅 市 教 育 委 員 会 学 務 課 学 務 係	▽制度概要および入学・転入学手続きに関すること 〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1 青梅市役所 3 階 電話番号 0428-22-1111（内線 2361）	 教育委員会 HP
青 梅 市 立 成 木 小 学 校	▽学校生活・行事および各種説明会等に関すること 〒198-0001 青梅市成木 3-423-1 電話番号 0428-74-5240	 成木小学校 HP

【青梅市立成木小学校小規模特別認定校】

入学・転入学申込書

フリガナ 児童氏名		性別	男・女
生年月日	平成 年 月 日生	学年	新 年
現住所			
住所地の指定校	青梅市立 小学校		
在園する園名または 在学する学校名			
保護者氏名		児童と の続柄	
保護者現住所	<input type="checkbox"/> 児童と同じ		
電話番号	(携帯・自宅・その他) (日中連絡のつきやすい時間帯 時頃)		

成木小学校を希望する理由

就学条件を遵守することを誓約したうえで、成木小学校への入学・転入学を申し込みます。

また、申し込みに当たり、青梅市教育委員会および成木小学校から在園・在学期に申込児童の様子を聞く場合があることについて了承します。

以下の就学条件に同意します。

※同意いただけない場合は申し込みできません。

- (1) 青梅市内に住所を有し、指定小学校等に就学している児童または就学を予定している児童の保護者であること。
- (2) 保護者は、児童が小規模特別認定校に就学した場合は、当該校を卒業するまで、自らの責任と負担において通学させること。
- (3) 保護者は、当該校の教育活動、PTA活動などについて理解し、協力すること。
- (4) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。

青梅市教育委員会 殿

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

へここちらの申込書を切り取ってご利用ください

青梅市立小規模特別認定校設置要綱（抜粋）

1 目的

この要綱は、豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数の学習指導による確かな学力の定着や体力づくり等を目指し、特色ある教育環境を推進している小規模校において教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条の規定にもとづき、就学すべき学校（施行令第5条第2項の規定にもとづき指定された小学校および中学校。以下「指定小学校等」という。）の指定を変更する制度（以下「小規模特別認定校制度」という。）を導入することに伴い、青梅市立小規模特別認定校の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 小規模特別認定校制度による就学を認めることのできる学校

小規模特別認定校制度による就学を認めることのできる学校（以下「小規模特別認定校」という。）は、青梅市立成木小学校および青梅市立第七中学校とする。

3 小規模特別認定校への入学または転入学

小規模特別認定校への入学または転入学については、保護者の申請にもとづき、当該校に就学指定校を変更することにより認めるものとする。

4 就学募集および定員

小規模特別認定校制度による就学募集をすることならびに募集する学年および就学定員については、当該校の児童・生徒数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする。

5 就学要件

申請を行なおうとする保護者は、次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 青梅市内に住所を有し、指定小学校等に就学している児童もしくは生徒または就学を予定している児童もしくは生徒の保護者であること。
- (2) 保護者は、児童または生徒が小規模特別認定校に就学した場合は、当該校を卒業するまで、自らの責任と負担において通学させること。
- (3) 保護者は、当該校の教育活動、PTA活動などについて理解し、協力すること。
- (4) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。

6 就学の時期および期間

- (1) 小規模特別認定校に就学する時期は、毎年4月1日とする。
- (2) 小規模特別認定校制度により就学する児童または生徒は、小学校または中学校を卒業するまで当該小規模特別認定校に就学するものとする。
- (3) 第3項および前号の規定にかかわらず、教育委員会は、児童、生徒または保護者の事情により小規模特別認定校への就学が困難になったと認める場合には、指定小学校等へ復帰させることができる。

青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱（抜粋）

変更の要件

教育委員会は、保護者の申立ての内容が別表に掲げる事由に該当し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、就学指定校を変更することができる。

- (1) 就学を希望する市立学校の施設、設備、学級状況等に応じ、受入可能な児童数または生徒数の範囲内であること。
- (2) 当該保護者が次に掲げる事項について承諾していること。
 - ア 保護者の責任において児童・生徒の通学の安全を期すること。
 - イ 変更期間終了後は、変更前の就学指定校に就学すること。
 - ウ 通学にかかる経費は、すべて保護者が負担すること。
 - エ 通学は、公共交通機関、徒歩または保護者の送迎により行うこととし、自転車による通学は、行わないこと。
 - オ 変更し就学した学校において、変更事由の対象となった状態が必ず継続するものではないこと。

別表

事由	内容	対象学年	変更期間	添付書類
(略)				
5 小規模特別認定校制度による場合	「青梅市立小規模特別認定校設置要綱」にもとづき、小規模特別認定校への入学・転学が認められたとき。	各年度ごとに「小規模特別認定校児童・生徒募集要項」で定める。	卒業まで	